

京都市農業委員会告示第 1 号

農業委員会等に関する法律第 22 条第 4 項及び京都市農業委員会農地部会会議運営要領第 2 条の規定に基づき、京都市農業委員会告示第 8 号により告示した第 8 回及び第 9 回京都市農業委員会農地部会会議を次のとおり変更して開催します。

平成 25 年 4 月 19 日

京都市農業委員会農地部会長

	開催予定日時	開催場所
変更前	(第 8 回) 平成 25 年 6 月 10 日 (月) 午後 2 時	京都市右京区京北周山町上寺田 1 番地の 1 京都市右京区役所京北出張所大会議室
	(第 9 回) 平成 25 年 7 月 11 日 (木) 午後 2 時	京都市右京区西院西高田町 6 番地 1 京都市西部農業振興センター会議室
変更後	(第 8 回) 平成 25 年 6 月 10 日 (月) 午後 2 時	京都市右京区西院西高田町 6 番地 1 京都市西部農業振興センター会議室
	(第 9 回) 平成 25 年 7 月 11 日 (木) 午後 3 時 30 分	京都市右京区京北周山町上寺田 1 番地の 1 京都市右京区役所京北出張所大会議室

(京都市農業委員会事務局)